

## 原子力安全のためのマネジメントシステム規程（JEAC 4111-20XX）改定案に 関する書面投票（原子力規格委員会規約第 14 条 3 項第 3 号による投票） において撤回されなかった反対意見と回答

No.	意見内容	回答
1-1	<p>(2020 年 10 月 26 日書面投票において反対意見受領) 別紙ご参照下さい。</p> <p><b>【別紙】</b>（ご意見の別紙の内容をこの欄に記載）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般産業用工業品については、書面投票で何度か意見交換させて頂き、更には、10 月 5 日の委員会席上でも議論させて頂きましたが、記載案提案の動機が不明確であり（少なくともサプライチェーンは、当面の課題でなく今後のものと説明受けています）、事業者、プラントメーカー等の具体的な必要性の確認と抽出は、とても為されているように思えず、「米国のいわゆる CGD (dedication of commercial grade items and services) をそのまま適用するものではないことが、事業者と供給者の共通認識であり～」ともご回答頂いておりますが、それなら何処へ向かうのかも結局は、示されないうままに、提案理由の説明は終わっております。そうであるなら付加価値はなく、逆に曖昧な必要性の認識のもとに不必要な義務を課すことになりかねず、今回ご提案の当該部分は、一旦全て削除頂き、規制当局の品管規則の記載に留め、今後、段階的に、記載を充実させるのが適切と考えます。</li> </ul>	<p>(ご意見に対する回答) (2020 年 11 月 25 日送付)</p> <p>基本事項「7.4.1 調達プロセス(2)」には、品管規則（第 34 条第 2 項）を反映し、一般産業用工業品を原子力施設として使用する際の技術的な評価に関する要求事項を定めています。また、適用ガイドには、品管規則の解釈（第 34 条第 2 項）を参考に、一般産業用工業品を SA 設備等として使用する場合の技術的な評価の方法の例を示しています。</p> <p>基本事項は品管規則を反映しているため、適用ガイドが不要とのご意見と理解しましたが、本規程の目的の一つに要求事項の具体化があることから、適用ガイドの記載は不可欠と考えています。</p> <p>なお、これまでも説明していますが、品管規則（第 34 条第 2 項）が米国の CGD をそのまま適用したものではないことを規制当局に確認しており、事業者と供給者ともに、法制度の異なる米国 CGD の導入が必要とは考えていません。</p> <p>また、サプライチェーンにおける調達では、適用ガイド 7.4(1)②に記載の通り、供給者（又はその調達先）が定める調達先に対する管理の方式と程度を適用し、調達製品に付随する調達要求事項を求めることになるので、一般産業用工業品に関する不必要な義務を課すことにはなりません。</p>

No.	意見内容	回答
1-2	<p>(2020年10月26日書面投票において反対意見受領)</p> <p><b>【別紙(続き)】</b></p> <p>・また、リスク情報活用等の新たな部分が上手く取り入れきれないとの印象は、どうしても拭いきれません。何度かご回答は頂いておりますが、左記についても要求事項として4.1の一般要求事項の追加要求事項の(8)に一行半書いただけで、後は、それをガイド、解説で展開、詳説するのもその内容と併せて構成も無理があると思えません。参考文献の紹介程度に留めるのが適切と考えます。</p>	<p>(ご意見に対する回答)(2020年11月25日送付)</p> <p>リスク情報活用については、福島第一原子力発電所の事故以降に原子力界の置かれた状況、ISO9001:2015のリスクに関する規定内容から、またJEAC4111は安全マネジメントの規格であることから、本規格においてリスクについて明示的に対応することは必然と考えます。</p> <p>一方で、この規格でリスクへの対応をすべて記載しているわけではなく、マネジメント規格としての目的性から、必要な範囲、記載程度とし、IRIDMに関する日本原子力学会標準「原子力発電所の継続的な安全性向上のためのリスク情報を活用した意思決定に関する実施基準」を利用できるように配慮しました。</p> <p>規格の構成としては、追加要求事項と適用ガイドを併せたものが、いわゆる標準(スタンダード)であり、4.1一般要求事項(8)の追加要求事項及びその適用ガイドを1ページ半にわたって記載しています。これに加えて、リスク情報の活用に関係する条項、すなわち5.4.2マネジメントシステムの計画、7.1業務の計画をはじめとする10か所の関連条項に適用ガイドを記載しています。</p> <p>解説では、この規格でリスクにどのように対応したかについて、以上に記したような趣旨を示し活用していただけるように配慮しています。</p>